

令和2年1月 29 日

株式会社 勝浦ホテル三日月
代表取締役 小高 芳宗 殿

内閣危機管理監 沖田 芳樹

新型コロナウイルスに関連した感染症が発生した、中華人民共和国湖北省に
滞在する邦人の帰国に伴う受け入れのご協力依頼

中華人民共和国湖北省武漢市を中心に発生している新型コロナウイルスに関連した感染症については、患者数が1月28日現在で約2,800名(うち死亡が80名)となり、拡大が続いているところです。

中国当局は、25日までに、武漢市及び近隣15市・州の公共交通機関の停止及び駅・空港の閉鎖等を発表しています。

これらの事態を踏まえ、26日、日本政府としては、中国政府との調整が整い次第、チャーター機などあらゆる手段を追求して希望者全員を帰国させることとしたところです。

日本政府が手配した航空機によりご帰国された邦人については、健康管理の視点から、東京都内の病院において検査を受けていただくこととしており、当該検査の結果が判明するまでの間、経過を観察する必要があることから、東京から遠方にお住まいの方など、一部の方に宿泊施設に滞在していただく見通しとなっております。

帰国された邦人は、羽田空港到着後、東京都内の病院にて検査を受けた後、貴ホテルまで日本政府が責任を持って移送します。当該邦人については、武漢市出発時からホテル到着時までの間において、発熱等本件感染症に係る症状の発症が見られない方であり、マスクの着用等通常の感染症対策を行うことによって、貴ホテルスタッフへの感染確率が低く抑えられると考えております。

当該宿泊者の宿泊料は日本政府が負担します。また、貴ホテルの今般のご対応によって風評被害が広がらないよう日本政府として最大限に配慮します。

貴ホテルには日本政府が責任を持って、ホテルの衛生面及び貴ホテルスタッフの健康管理に係る指導を行うことのできる医師等を派遣し、衛生対策に万全を期します。また、日本政府との窓口を設定し、宿泊者との連絡及び緊急事態への対応についても緊密に連携します。衛生対策に必要な器材・資材等の購入が必要となった場合には、その費用は日本政府が負担します。

万が一、貴ホテルにおいて、新型コロナウイルスに関連した感染症に係る発症者の発生や死亡等が起きた場合に貴ホテルが被る信用問題や経営リスクに対する損害賠償責任等に関して、日本政府は適当な保障ができるように協議に応じます。

その他、本件受け入れにご協力いただいた貴ホテルに本件が理由で生じたであろう問題については、双方で協議し、協力して解決に努めます。

以上の事項を踏まえ、貴ホテルにおかれましては、当該邦人の方々の検査結果が判明するまでの間、貴ホテルにて滞在できるよう、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。また、その際には、貴ホテルにおいて宿泊者の方が安心して滞在することができるよう、他の一般利用者と混在することがないようにしていただくようお願い申し上げます。